（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
7-（1）-①	7　障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	（1）重度心身障害者（児）医療費助成制度の現物給付化の実施	障害福祉課（障害）	①・重度心身障害者（児）の医療費に係る利便性の向上を図るため、市町村との協議結果を踏まえ、平成27年8月の現物給付化の実施に向けて、制度の詳細部分の調整を行い、事務を進めます。 ・なお、現物給付化されると、医療機関の窓口で受給者証を提示し、通院1回、入院1日につき300円の一定の自己負担をいただくことで、後日、市町村に対して払い戻し請求を行う必要がなくなります。 ・なお、低所得者（住民税非課税世帯）については、引き続きご負担はありません。また、65歳以上で新たに重度障害となった方については、制度の対象外となります。			
7-（2）-①	7　障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	（2）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉課（地域・精神）	①・発達障害、高次脳機能障害については、県としての広域的な専門支援拠点における支援の拡充やバックアップ体制を整えつつ、市町村においても相談支援に対応できるような体制の整備を引き続き推進するため、地域における専門性の高い人材の育成や、県内拠点及び地域内の関連支援機関とのネットワーク構築に取り組みます。			7-2　高次脳支援拠点機関数 7-3　高次脳機能障害相談件数
7-（2）-②		（2）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉課（地域）	②・発達障害のある人への理解の深化や支援体制の整備を図るため、地域において啓発や支援者養成を目的とする研修等を行うとともに、千葉県発達障害者支援センター（CAS）と地域の相談支援機関との役割分担を明確にし、連携を進めます。			7-1　発達障害者支援センター運営事業（研修等受講者数）（相談件数（地域相談支援機関での対応を含む））（再掲）
7-（2）-③		（2）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉課（療育）	③・高機能広汎性発達障害のある人などの日中活動の場の整備を促進します。 ・また、発達障害のある子どもの子育て経験のある保護者をペアレントメンターとして登録し、その拡充や活動を支援します。			
7-（2）-④		（2）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉課（精神）	④・高次脳機能障害のある人に対する支援について、各支援拠点機関の支援者の育成や地域連携の構築により支援体制を強化するとともに、高次脳機能障害ネットワーク連絡協議会等を通じて、各支援拠点機関と連携しながら高次脳機能障害のある人の実態の把握や就労定着に繋がるよう就労支援の方法等について検討します。			
7-（2）-⑤		（2）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉課（地域）、健康福祉指導課	⑤・矯正施設の退所者に対する支援については、保護観察所等の関係機関と連携のもと、矯正施設に入所する障害のある人が出所後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行います。 ・また、医療観察法の対象者に対する支援についても、保護観察所等の関係機関と連携のもと、社会復帰できるよう支援を行います。			
7-（3）-①	7　障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	（3）通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉課（療育）	①・地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた施設で短期入所等のサービスを利用できるようにすることは、家族等を支援するうえでも重要です。 ・事業者によるこれらのサービスの提供を促進するため、福祉型短期入所事業所に対して、国の制度にはない報酬加算を引き続き実施するなど、必要なときに十分に利用できるサービス提供体制の整備に努めるとともに、制度の拡充等を検討します。			7-4　短期入所事業者数
7-（3）-②		（3）通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉課（地域）	2　医療的ケアが必要な障害のある人の在宅での暮らしを支援するため、市町村の支援状況の実態把握に努めるとともに、医療分野等との連携を含めた支援体制の整備等を行えるよう市町村協議会への支援に取組みます。			
7-（4）-①	7　障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	（4）ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進	障害福祉課（精神）	①・ひきこもり地域支援センターにおいてアウトリーチ型の支援を充実するとともに、同センターで開催している「事例検討会」等を活用して、ひきこもりから仕事や学校に行けるようになり、かつ家族以外の人との交流ができるようになった事例を蓄積・分析することにより、ひきこもっている人の自立促進のための対応策の検討をし、ひきこもり支援コーディネーターのスキルアップを図ります。			7-6　ひきこもり地域支援センターの相談見込み件数 7-8　アウトリーチ型の訪問件数
7-（4）-②		（4）ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進	県民生活・文化課	②・また、「子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図ります。			

（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
7-（4）-③		（4）ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進	障害福祉課（精神）	③・「ひきこもりサポーター養成・フォローアップ研修事業」を実施し、より身近な支援者を育成するとともに、ひきこもりサポーターを派遣する市町村等、関係機関と連携しながら、ひきこもりの早期発見に努めます。			7-5　ひきこもりサポーター養成者数
7-（4）-④		（4）ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進	県民生活・文化課	④・千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」におけるひきこもりに関する相談に努めます。			7-7　ライトハウスちばの相談件数（ひきこもりに関するものに限る。）
7-（4）-⑤		（4）ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進	障害福祉課（精神）	⑤・今後、市町村の取組みの現状把握に努めるとともに、実態調査についても検討していきます。			